

## 中世南フランスにおける誓約の場 — トゥールーズ伯領のフランス王領への編入から —

関 師 宣 忠

### 要 旨

本稿は、トゥールーズ伯領のフランス王領地への編入という政治的変動の局面に、王権と在地勢力とがどのような関係を取り結ぶことになるのか、その具体的様相の解明を目的とする。本稿での主要な分析対象である『トゥールーズ伯領の差し押さえ』*Saisimentum Comitatus Tholosani* と呼ばれる史料は、王権に対する在地勢力の誓約を書き記した証書群である。この史料をもとに、王権と在地勢力との関係構築において何が問題となっていたのかを、文書と行為との関わりという問題系のなかで考察していく。

伯領の王領編入に際して、王権は在地の諸勢力に対して王権への誓約を要求していた。これを受けて在地勢力は、結果的にはその要求に従って誓約をなしている。しかし、その誓約の文言からは、在地勢力が王権に対して条件を突きつける場面が浮かび上がってくる。彼らは、王権が彼らの「特権」をこれまで通り維持するならば王権に対して誓約をなす、という留保事項を条件として提示していた。こうした留保事項は、誓約の文言の中に組み込まれることになる。中世において誓約という儀礼的な象徴行為は身振りと言葉をその特徴としているが、本稿で分析した南フランスの在地勢力にとっては、誓約は身振りと言葉とともに、「文書への記録＝文字化」とも密接に結びついた性質のものであると認識されていた。在地勢力は留保事項が書き記された「誓約の式文」という文書にしたがって誓約をなす。そしてそうした彼らの行為が再び文書に記録されていく。書かれたものに規定された行為が再び文字化され文書として保存されることになる。中世の南フランスにおいて王権＝統治者と在地勢力＝被治者との間に形成された人的結合関係は、こうした文書と行為との複雑な絡まりあいのなかで生み出されるものであった。

キーワード：誓約、集会、法、文書、国家形成

### はじめに

ここに集められたトゥールーズ都市民全員とコンシュルたちは、神の恩寵により気高く優れたフランス国王フィリップ陛下と王の代理ジャン・ド・クラニス殿に、率直に喜んで次のことを約束し、神の聖なる福音書に手を掲げて誓った。彼らの法に適う範囲内で、国王とその支配および子孫

と財産と法を、常に守らんことを。そして（その者が）生きていようと死んでいようとすべての者に抗っても、フランス国王とその継承者に常に忠実であらんことを。<sup>1)</sup>

1271年8月21日トゥールーズ伯アルフォンス・ド・ポワティエが死去したことによって、トゥールーズ伯領はフランス王領へ編入されることとなった。冒頭に掲げたのは、トゥールー

ズ伯領の王領編入に際して記録された誓約の一場面である。南フランスに位置するトゥールーズ伯領は、13世紀以前にはイル・ド・フランスに拠点をおくフランス・カペー王権の影響を受けることはほとんどなかったが、13世紀はじめのアルビジョワ十字軍の開始とともに、徐々にフランス王権によって管理された政治組織へと組み込まれていくことになる。アルフォンス・ド・ポワティエの死とそれに続くトゥールーズ伯領の王領編入は、この地域の王権への帰属を決定的なものにする重要な政治的局面であった。一方、13世紀以降、着実に王国の拡大を実現してきたフランス王権にとって、トゥールーズ伯領の王領編入は、13世紀はじめのノルマンディ公領の獲得と並ぶ支配権拡大の重大な契機であった<sup>2)</sup>。こうして13世紀から14世紀にかけて、フランス王権による権力の再統合・国家形成が果たされていくことになる<sup>3)</sup>。

中世ヨーロッパにおいては一元的な国家の枠組みは存在せず、「モザイク国家」がその特質となっていることは夙に指摘されてきたが、こうした観点から国家形成を分析する際に重要な視点を提供してくれるのがJ・ギヴンの議論である<sup>4)</sup>。ギヴンは、中世ヨーロッパにおける国家と社会（地域社会）との「弁証法的な相互作用」という視点から、国家形成過程のダイナミクスの分析を試みている。ここでは、王権が担うべき国家がある別の自律的な社会を組み込む際に、その社会との軋轢をどのように解消していくのかという問題設定がなされ、フランス王権によるラングドックの編入とイングランド王権によるウェールズの併合との比較を通じて、中世ヨーロッパにおける国家形成の見取り図が提示される<sup>5)</sup>。また、国家形成における法と制度との関わりを問題としたA・リゴディエールも本稿にとって重要な指摘を行っている。彼によると、フランス王権がローマ法の慣行をもっていた南フランス諸都市を支配に組み込んだことが契機となって、王権と都市との間に「対話」がもたれ、そこで都市行政のノウハウが国王行政に伝えられた結果、国家形成が果たされていくという<sup>6)</sup>。

ところで、ギヴンのいう「弁証法的な」中央・地域のやり取りは、リゴディエールが分析した

法の観点のみならず、さまざまな関係軸において実践されていたはずである。本稿が対象とするトゥールーズ伯領の王領編入という政治的変動の局面においては、統治者・被治者の関係のとり結び方が改めて確認され表面化することになる。そこで本稿では、王領編入の際に取られた一連の手続きを見ていくなかで、統治者である王権と地域社会の被治者を結びつける誓約が果たした役割に注目する<sup>7)</sup>。王権と被治者との間で形成される人的結合のありよう、関係構築のダイナミクスを描き出すことが本稿の目標である。

## 第1章 「トゥールーズ伯領の差し押さえ」

本章では本論の前提として、(1)まずトゥールーズ伯領が王領に編入されるまでの政治的な変遷を押さえ、(2)次いで編入の概略を示すことにする。

### (1) トゥールーズ伯領の政治的変遷

13世紀におけるトゥールーズ伯領の政治的な変遷は、フランス・カペー王権との関わりを深めていく過程として整理することができる。それまで北フランスの王権とはほとんど接触を持たなかった伯領が王権との関わりを深めることになったきっかけは、13世紀はじめのアルビジョワ十字軍であった。当初、異端討伐の十字軍として教皇インノケンティウス3世によって提唱されたアルビジョワ十字軍は、1226年に国王ルイ8世の参加をも得て、トゥールーズ伯レーモン7世の実質的な敗北という形で、1229年に幕を閉じる。これが、南フランス社会にとって重大な転機となり、これ以降伯領は、徐々にしかし確実に王権との関わりを深めていくことになる。ここでは、アルビジョワ十字軍が終結した1229年から1271年の王領編入までの変遷を、王権との関わり度の度合いという観点から三つの時期に区分してまとめておく。

①まず、1229年から1249年が第一の時期にあたる。アルビジョワ十字軍の終結時に結ばれたパリの和約の規定によって、伯領の東半分は王権に譲渡され、伯レーモン7世の唯一の相続人

である娘ジャンヌと国王ルイ9世の弟アルフォンス・ド・ポワティエとの結婚が取り決められた。王権に忠誠を誓ったレーモン7世は、残された伯領の集権化を徐々に進めていくことになる。ただしこの時期には、王権との関わりはそれほど強いものではなかった。

②次の時期区分は1249年から1271年である。レーモン7世が結局男子相続人を残すことなく1249年に死亡したため、その娘ジャンヌの夫としてアルフォンス・ド・ポワティエが伯領を継承した。このアルフォンスの治世は、伯領と王権とが関わりを深めていく時期にあたる。

③そして、さらにそのアルフォンスとジャンヌも子供を残すことなく、1271年に相次いで死去したために、伯領の王権への帰属が決定的になる。こうして伯領は王領に編入され、フィリップ3世以降の国王による統治の時代がはじまることになる。

本稿では、第二の時期から第三の時期に移行する際に執り行われた、伯領の王領への編入手続きの分析が中心になる。

## (2) 「トゥールーズ伯領の差し押さえ」

王領編入の手続きは、トゥールーズ地方、アジュネ地方、ケルシー地方についての三つの記録簿 *registres* からそれぞれ窺い知ることができる。これらの記録簿は Y・ドッサによって『トゥールーズ伯領の差し押さえ』*Saisimentum Comitatus Tholosani* として刊行されている<sup>8)</sup>。この史料は、カルカッソヌのセネシャルであったギヨーム・ド・コアルドンがこの地域の獲得のためにとった手続きを国王の公証人ピエール・ド・パリに記録させたものである。王領編入の手続きとは、王権に対する誓約を受け取る作業であったが、公証人は、誓約の際にとられた覚書をほぼその日のうちに筆写して記録簿にまとめていき、それぞれの証書の最後に署名を添えている<sup>9)</sup>。このことからこれらの証書集は、単なる覚書の集成ではなく、公証人の自署によって真正性を与えられた公文書としての性格を有していると考えられる<sup>10)</sup>。

それでは、王権が伯領を接収する際にどのような手続きがとられたか、その概略を示し、伯領の王領編入の全体像を大まかに把握しておき

たい。ギヨーム・ド・コアルドンはアルフォンヌ死去の知らせを聞くと、国王からの正式な命令を受ける前に都市トゥールーズに赴く<sup>11)</sup>。こうして伯領の差し押さえの手続きは1271年9月中旬にトゥールーズから始められることになる。ギヨーム・ド・コアルドンはカルカッソヌの裁判官バルテルミ・ド・ペノーティエの補佐を得て、トゥールーズ伯領を正式に獲得する手続き、つまり伯領を国王の所有とする手続きを行う。それはとりもなおさず、伯領住民に対して伯領が国王に帰属することを伝え、彼らから国王への忠誠誓約を受けるという作業であった。

史料には、1271年9月16日から12月24日まで約三ヶ月間の手続きが記録されている。その経緯は以下のようなものであった。ギヨーム・ド・コアルドンはまず最初に、伯領の中心であった都市トゥールーズの獲得に着手する。彼は9月16日と20日にトゥールーズのコンシュルから誓約を受け取っている。次いで、10月4日に国王から伯領の獲得を命じた命令書を受け取ったギヨームは、10月8日、9日の2日間トゥールーズで大規模な集会を開き、主にトゥールーズンとアルビジョワのバロン、騎士、貴族からの誓約を受けている。この集会ののち10月末に至るまで、ギヨームの足跡は史料からは不明であるが、11月以降、彼はバイルが担当する行政区バイリーを巡り、各地の人々から誓約を受け取っていく。バイリーでの手続きは、主な都市で集会を開いてその都市のコンシュルなどから誓約を受け取ることにはじまり、数日かけて周辺領域の人々からも誓約を受け取るというものであった。その後、12月17日に北フランスからやって来たフローラン・ド・ヴァランヌとギヨーム・ド・ヌーヴィルがギヨーム・ド・コアルドンの仕事を引き継ぎ、12月20日から24日にかけて都市トゥールーズでの大規模な集会を開いている。ここではトゥールーズンの貴族、コンシュルおよび公証人の誓約が受け取られている。これをもって、三ヶ月に及ぶ伯領差し押さえの手続きは幕を閉じる。

このように集会の規模はさまざまであったが、在地諸勢力からの誓約を受け取るという作業が編入手続きのなかで中心的な位置を占めて

いた。この点を確認した上で、次章から具体的な検討に入りたい。

## 第2章 王権の志向

本章では、伯領の編入に際して、王権側すなわち国王および国王役人がいかなる認識をもっていたのかを確認していく。(1)まずは伯領の獲得をセネシャルに命じた国王の命令書を検討し、(2)次いで王領編入の手続きに関してセネシャルらが実地で協議した内容について分析を加えることにしたい。

### (1) 国王の命令書

編入に際して出された国王による地方役人宛での命令書は二通が確認される。第一のものは、アルフォンス・ド・ポワティエ死去の知らせを受けた国王フィリップ3世が、1271年9月19日に、そのときの宮廷所在地であったコンピエーニュからセネシャルのギヨーム・ド・コアルドンに向けて送った命令書である。この命令書においてギヨームは、トゥールーズ伯領およびその附属物件の獲得を命じられている。カルカッソヌにいたギヨームはこの命令書を10月4日に受け取っているが、この命令書の到着を待って、編入手続きが本格的に進められることになる。しかし、この命令書はその内容があまりに簡潔である。国王はただ、手続きの遅れが王権にとっての損害とならないようにとの指示を出すに留まっていて、具体的な手続きについては触れていない<sup>12)</sup>。このことから、国王はほぼ全権をセネシャルに委任していることが窺える。この命令書は、集会においてギヨームが伯領の人々から誓約を受ける際に、手続きの正当性を公にするためにバルテルミ・ド・ペノーティエに読み上げさせることになるものである。

さて、もう一通の9月30日付けの命令書において、セネシャルは次のことを命じられている<sup>13)</sup>。伯アルフォンス・ド・ポワティエがビュゼ城に設置したとされる宝物庫について、その宝物庫を獲得し国王のものとする、その富の実際の価値を調査すること、およびそれに関する目録を作成し国王に届けること、である。

ギヨーム・ド・コアルドンはこの命令を受け、11月22日にビュゼ城に赴き、この命令書を示して、同城と宝物庫を差し押さえている<sup>14)</sup>。新たな地域の獲得にあたって、当該地域における宝物庫の獲得およびその管理も国王にとっての重要案件であったことが、この命令書の内容から窺い知ることができる。

### (2) 国王役人セネシャルの動向

次に着目したいのが、とくに、国王から全権を委任されていたと目される国王役人セネシャルの動向である。国王からの命令書をカルカッソヌで受け取ったギヨーム・ド・コアルドンは、彼の助言者である国王聖職者にしてカルカッソヌの裁判官バルテルミ・ド・ペノーティエを率いて「国王の命令を実行するために」再びトゥールーズに赴き、10月6日に、パミエでの仕事のために国王により派遣されていたジャン・ド・クラニスとアンリ・ド・ゴードンヴィリエ、ニコラ・ド・ヴェルヌイユに会い、国王の命令書を彼らに示してその内容を伝えたあと、国王の命令の実行について協議を行っている<sup>15)</sup>。その決定は、集会の進め方に関連する項目と、国王への損害を予防する手続きを記した項目とに大きく分けられる。

前者に関しては、まず都市トゥールーズにおいて、シテとブールのコンシュル、バロンや騎士、住民に対して、「国王の手紙を示し、読み上げ、公示する」ことが必要であるとされる<sup>16)</sup>。これは、セネシャルが国王の命令書を公示して手続きの正当化を主張するための手段であり、伯領の王領への編入という集会の目的を最初に明確にしようとするものであったと考えられる。

次に、「手紙が公示された上で」トゥールーズ伯領とその附属物件が「国王の手へと」渡るようにしなければならないとされ、ペンヌ・ダルビジョワなどにある「伯領の文書」およびビュゼなどにある「すべての動産」も獲得の対象として考えられている。そして「あらゆる欺瞞を避けるために」それらに関する目録を作成させ、「善き人々によって」a bonis personis それらを守らせることが計画される<sup>17)</sup>。この措置の立案自体は、ビュゼ城の宝物庫の獲得を命じた二

通目の国王の命令書が届く前のことであるから、ここにおいてもセネシャルが国王の利益を最大限に守ろうとする意思を持っていたことが推測できる。

そして、忠誠誓約が伯領を「監督するカギとなるべきであるゆえ」セネシャルが国王に代わって、忠誠誓約を要求し受け取らなければならないとされる。ここではその対象として、「バロン、騎士、その他の住民」と並んで「都市やその他の優良都市やカストルム」が挙げられており、共同体自体も国王の家臣として位置づけられている。そしてトゥールーズ以外の諸都市に対して、セネシャルが伯領の国王への帰属についてそれぞれ個別に説明するために、それらの都市を巡らなければならないとされる<sup>18)</sup>。

次に、第二の論点である国王の損害への配慮については以下のような内容が挙げられている。セネシャルは「不要な費用（の抛）を避けるために」国王に無用だと思われるすべて役職を取り除くこと<sup>19)</sup>。またセネシャルは、国王に代わってトゥールーズ伯領とアジャンの地に、セネシャル *senescallus*・城代 *castellanus*・ヴィギエ *vicarius*・裁判官 *judices* などの諸役人を設置し、彼らに国王に対する誓約を行わせること。それらの役人に対しては、その土地の法＝「良き承認された慣習法」に従って、「伯領・住民・土地」を統治すること。ただしその際、国王の法は害されないように濫用や不当な改変は避けることが命じられることになる<sup>20)</sup>。

このようにギヨーム・ド・コアルドンとバルテルミ・ド・ペノーティエは伯領の掌握に際して綿密に計画を練っていた。新たな地域の獲得にあたって彼らは、国王の命令書を公示し目的を明示した集会において忠誠誓約を受け取ること重視していた。また国王に損害が出ないように配慮した項目からは、新たな統治領域での王権の権限に細心の注意が払われていたことが窺える。それでは、こうした計画は実際にトゥールーズ伯領の住民との接触によって、いかなる形で実行されることになったのか。そこで次章において、実際の集会での手続きを検討していくことにする。

### 第3章 伯領の王領編入と地域社会

前章において、王領編入を前にした国王ならびに国王役人セネシャルの認識を確認した。それでは一方の在地の諸勢力は、一体いかなる姿勢でこの政治的変動の局面に向かい合ったのであろうか<sup>21)</sup>。本章では、在地勢力がこうした局面において、どのような志向を見せていたのかを確認していく。(1)まず、在地勢力の反応が具体的に示された場面を検討する。都市トゥールーズのコンシュルや伯領の貴族たちは、王権の進出をどう捉えていたのか。集會に臨む彼らの姿勢から探っていききたい。(2)そして、そうした在地勢力の姿勢は王権に対してどのような意味をもっていたのか。王権の進出以前のレーモン時代との比較を通じて検討する。

#### (1) 在地勢力の反応・姿勢

本節では、王領への編入手続きに対する在地勢力の反応が史料上に確認できる事例を、コンシュルと貴族の例からそれぞれ取り上げてみたい。

##### ・都市トゥールーズのコンシュルによる2度の誓約（9月16日・20日）

1271年9月16日、トゥールーズ伯の拠点であった都市トゥールーズのナルボネ城にて集會が開かれた。アルフォンスとジャンヌが死去したために都市トゥールーズとトゥールーズ伯領が国王の手に渡るということが国王役人によって述べられたあと、トゥールーズのコンシュルは、手で触れた「神の聖なる4つの福音書」にかけて、ジャン・ド・クラニスの「手の間で」*in manibus* 次のように誓う<sup>22)</sup>。

彼らの法に適う範囲内で、国王とその支配および子孫と財産と法を、常に守らんことを。そして（その者が）生きていようと死んでいようとすべての者に抗っても、フランス国王とその継承者に常に忠実であらんことを。<sup>23)</sup>

しかし、その4日後の9月20日に誓約がやり直されることになった。今度は、市庁舎において、「慣習のとおり」*ut moris est* 市民全員も召集された上でコンシュルが誓約を行っている。彼らは、「国王が自分たちの直接の領主である

ことを認めること」を約束し、また「国王に、そして国王の代理として彼ら〔ジャンとギヨーム〕に、国王の名誉と恩恵において、謙虚に従い、(その者が)生きていると死んでいるとに関わらずすべての者に抗っても、忠誠を誓いたいとすべての点で欲するほどまでに、国王とその支配を熱望し尊重する、ということ」を約束している。しかし前回の誓約と異なる新たな文言がこの直後に付け加えられることになった。

彼ら〔コンシュル〕と前述の〔トゥールーズの〕シテとブル全員の特権のうち、コンシュル職と犯罪の審問権、また通行税と贖罪金および諸権利と承認された彼らの良き慣習は、害されないということを示す。24)

都市トゥールーズのコンシュルは王権に対し誓約をなす際に、このような留保事項を付け加えたのである。彼らにとっては、王権の統治下に入ることで自らが問題なのではなく、自分たちの「特権」が守られるか否かが最大の関心事であったことがわかる。彼らは、留保事項を誓約の文言のなかに付加することで「特権」は保証されると認識していたが、ここではこの誓約の文言を文字に記した証書を受け取り保管している25)。

#### ・貴族による誓約(10月8日・9日)

セネシャルは国王から第一の命令書を受け取ったあと、トゥールーズから「バロン、騎士、貴族」を国王に忠誠を誓わせるために都市トゥールーズに召集した。1271年10月8日の朝、都市内のドミニコ派の修道院にてその集会が開かれている。そこでの手続きは次のようなものであった。

バルテルミ・ド・ペノーティエがまず貴族たちに国王からの命令書を読んで示す。伯領を王領に編入するというこの集会の目的がこれによって明確に示されるわけである26)。その後、セネシャルのギヨーム・ド・コアルドンが国王フィリップ3世の名において、「都市トゥールーズとアジュネ地域およびレーモン7世の所有していたその他すべての領地を含むトゥールーズ伯領全体」27)の所有を主張する。そして最後に、ギヨームは参加者全員が国王とその役人に服従すべきこと、および国王の代理である

彼ら国王役人に忠誠を誓うことを命じる。

これに対し、貴族たちはこの要求にすぐには従わず、「フランス国王が直接の領主であることを認める」28)ものの、「自分たちの法が権利と承認された良き慣習において害されないように言明して」29)留保をつけたのであった。さらに彼らは、国王役人に対して、「法とその土地の承認された良き慣習に従って、トゥールーズ伯領およびバロン、騎士、住民をフランス国王の代理として正しく誠実に治めること」30)を嘆願した。その後、彼らは、同日午後から翌日にかけて順番に誓約を行っている。公証人ピエール・ド・パリは、全員で418人の誓約者をパイリゴとに区分して記名している31)。

以上のように、王領への編入という事態を前にした貴族たちは、国王役人の命令に受動的に従う存在ではなかった。統治者が代わるという節目にあって、諸権利関係において少なくとも不利な事態に陥ることは避けようという貴族の思惑が見え隠れする。相談をする時間を要求し猶予を求めたのは、こうした動機があったためと考えることができるだろう。王権の進出に対して貴族は「特権」保持の要求は行っているものの、それ以外の表立った敵対姿勢は示していない32)。

ここでは史料から在地勢力の具体的な反応が読み取れる例を二つ取り上げて見てきたが、都市と貴族という在地勢力にとって王権との関係で問題となったのは、何よりも従来の「特権」が保持されるかどうかという点であった。ここでは、留保事項を誓約の際に王権に突きつけ、保証を得ようとする在地勢力の姿勢が窺える。そうした志向が最も明確に表われていたのが、先に見た都市トゥールーズのコンシュルであった。彼らは、留保事項が誓約の文言に含められ、証書の形で自分たちのもとに保管されるということに重視していたのである。そこで次節において、統治者・被治者の関係という観点から、この都市トゥールーズのコンシュルの姿勢に焦点を絞り、もう少し詳しく検討してみることにする。

#### (2) 誓約のなかの留保事項

前節では1271年の「トゥールーズ伯領の差し

押さえ」に際して、在地勢力が「特権」保持の姿勢を示していた点を確認した。都市トゥールーズにとっての「特権」とは、誓約の内容のなかに留保事項として明記されることによって保証されるものであった。本節では、レーモン時代の誓約の文言との比較検討を行ない、王権の進出が統治者・被治者の人的紐帯の形成にいかなる影響を与えることになったのか考えてみたい。

#### ・レーモン7世への誓約

1222年9月21日にレーモン7世がトゥールーズ伯に即位するときに、都市トゥールーズのコンシュルが伯と交わした相互誓約には次のようにある。

…伯妃コンスタンス殿の息子、トゥールーズ伯である尊敬すべきレーモン殿〔6世〕の死後に、トゥールーズのシテとブールのコンシュルおよびシテとブールのその他の善き人々は、…彼らのすべての法と用益権、すべての良き習慣と慣習、すべての権利が害されずに維持されるならば、…伯妃ジャンヌ殿の息子、神の恩寵によりトゥールーズ伯にしてナルボンヌ公、プロヴァンス辺境伯である秀でたレーモン殿〔7世〕に、生命と四肢と名誉と忠誠およびシテとブールを預け、神の聖なる福音書にかけて誓約する。<sup>33)</sup>（傍点引用者）

これと同様の留保表現は、それ以前の伯との相互誓約のなかにも見出される<sup>34)</sup>。つまり王権の進出以前のトゥールーズ伯領において、都市が伯に従うのは都市の権限が守られた上でのことであったと指摘することができる。

#### ・アルフォンス・ド・ポワティエへの誓約

1249年にアルフォンス・ド・ポワティエがトゥールーズ伯になった際にも誓約が集められている。その経緯は次のようなものであった。1249年9月27日にトゥールーズ伯レーモン7世が死去したことにより、伯領は娘ジャンヌとその夫アルフォンス・ド・ポワティエが相続することになった。数日後、アルフォンスと国王ルイ9世の母親にあたるブランシュ・ド・カスティーユによって、3名の役人が南仏に派遣される。騎士のギーとエルヴェ・ド・シュヴルーズおよび宝物庫管理人のフィリップの3名が委

任された任務は、伯領の相続財産を手に入れることと、十字軍遠征のために不在であったアルフォンスの名において誓約を受け取ることであった。

3名の役人は11月の半ばに都市トゥールーズに到着し、都市民にアルフォンス・ド・ポワティエへの誓約を要求する。これに対して都市民は誓約の延期を嘆願している。というのも、他方で彼らはブランシュ・ド・カスティーユのもとに都市の代表団を派遣し、誓約の内容に留保を求めていたためである。代表団が、ブランシュの作成した「誓約の式文」*forma juramenti*を都市トゥールーズに持ち帰ったあと、トゥールーズ都市民は12月6日にこの都市で開かれた集会においてその式文に従って誓約をなした。

私、何某は、トゥールーズとポワティエの伯アルフォンス殿に、また彼の名においてあなた、何某に、神聖な福音書にかけて誓約し、同誓約によって次のことを約束する。すなわち私が同伯に対して、生命、四肢、名誉、忠誠誓約およびトゥールーズのシテとブールを、安全に守らんことを。また同伯と彼の者たちに対して、誠実であり、法を犯さず、信頼すべき者であらんことを。また〔伯が〕私と私の者たちを信じることができ、〔伯が〕彼と彼の者たちを〔私に〕任せることができるということ。またこれらのことや他の何かに対して、いかなるときも立ち向かわず、もしくはある者を立ち向かわせたり、それを許すようなことはしないということ。これは、フランス国王の支配が害されずに守られる上でのことであり、また神の恩寵によりフランス国王たる麗しきルイ殿〔9世〕と良き思い出のR〔レーモン7世〕との間でかつてなされたパリの平和が、国王とその後継者の支配に関わる限りにおいて害されない上でのことである。しかし、このように定められた誓約の後、…私は、私とトゥールーズのシテとブールの他の住民が、かかる誓約によつては、われわれの慣習と権利のいかなるものをも放棄しないということを述べる。<sup>35)</sup>（傍点引用者）

トゥールーズ都市民は、この留保事項が含まれた「誓約の式文」が届くまでアルフォンス・ド・ポワティエへの誓約を延期していた。ここから都市民が統治者に誓約をなす際には、都市の「特権」の維持が保証されていることが条

件となっていたことが窺える。ただし、レーモン時代の伯と都市との相互誓約にはいずれも留保事項が組み込まれていたのだが、アルフォンス以降の誓約においては、留保事項は改めて要求しなければならない項目となっていたのである。ここで確認された留保を求める都市の姿勢は、後の「トゥールーズ伯領の差し押さえ」の際に在地勢力が留保を求める姿勢と共通するものであろう。新たにこの地域に進出してきた王権＝統治者に従うかどうかという点が問題となるのではなく、これまで通りの権限を認めもらえるならば統治者に対して誠実なる誓約をなすというのが都市の姿勢であった。上で見た例では、都市トゥールーズはブランシュ・ド・カステューに留保事項の保証を求めて使節を派遣しており、留保事項を含んだこの誓約をなす際には、トゥールーズ伯の代理に任命されたシカール・アラマンからも「誠実なる行政」の約束を取りつけている。

このように、都市トゥールーズのコンシュルはレーモン7世に対してもアルフォンス・ド・ポワティエに対しても同様に、慣習や「特権」の維持を要求していた。彼らは、誓約の文言のなかに「特権」の保持を留保事項として組み込むことを統治者に対して望み、「特権」保持を謳った「誓約の式文」にしたがって誓約をなしたのであった。彼らにとって統治者が替われども、これまでと同様の権限を有するということが何より大切であったわけである。ただし注意しなければならないのは、こうした留保事項を提示したからといって、その内容が永続的に守られるというわけではなかった点である。アルフォンスの治世において、この点をめぐって、たびたび統治者と都市との間に対立が生じている<sup>36)</sup>。しかし、都市はそれぞれの局面で、留保事項を持ち出しながら統治者との関係を結びなおしていたのである。ここで確認したいのは、こうした関係の更新の際に、統治者側は国王への帰服を第一に求め、被治者側はそれに応じながらも、重視しているのは留保事項であったという点、つまり、統治者・被治者の間には政治的な局面に対する認識のズレがあったということである。トゥールーズ伯領の王領編入の際に見られた留保の姿勢もまさに同様のものであ

たと言える。しかし、そうしたズレがありながらも、統治者・被治者の関係は、集会などのさまざまな局面で結びなおされていくのであり、そうしたやり取りの積み重ねのなかにこそ、13世紀的な支配のありようは浮かび上がってくるのである。そこで最後に次章において、王領編入の局面において両者を結びつける重要な役割を果たしていた誓約がいかなる場において行われていたのかを確認しておきたい。誓約の周囲に焦点を合わせて、そこから統治者と被治者との結びあいの具体相に迫ってみたい。

#### 第4章 誓約の場

フィリップ3世への誓約はセネシャルによって開かれた集会のなかで行われた。こうした集会は、「伝令使の声」と「ラッパの音」によって人々をある場所に召集して開始される。開催場所は都市ごとにさまざまであったが、市庁舎や城、修道院や教会などの屋内、もしくは城の中庭などの戸外が選ばれた。人々が集まると、まず国王の命令書が読み上げられる。「都市トゥールーズとアジュネ地域およびレーモン7世の所有していたその他すべての領地を含むトゥールーズ伯領全体」が「国王の手に渡るように」という集会の目的がここに明確に宣言され、これによって参加者は何のために参集してきたのかを改めて確認するのである。その後、集まった人々は国王代理の「手の間で」誓約を行う。象徴的な行為であるこうした忠誠誓約は、中世において個人と個人を結びつけるのに非常に効力を発揮した儀礼的行為であり<sup>37)</sup>、王領編入の手続きの一環としてなされたこれらの誓約も、こうした個人と個人を結びつける重要な契機であった。これは、セネシャルが在地の「バロン・騎士・貴族」ならびに都市の「コンシュル」から個別に誓約を受け取ることを重視していたことから確認できよう。しかし、実際の手続きが進められるなかで、こうしたセネシャルの計画には現れてこなかった存在が浮かび上がってくることになる。王領編入の手続きを記録し証書の形にまとめる作業を任されていた公証人ピエール・ド・パリのコメントに耳を傾け



てみよう。ピエールは、都市を対象とした集会に関する証書のなかに、次のような記述を差し挟んでいる。誓約者であるコンシュルとプリュドム以外に、「あたかも〔住民〕全員であるかのような、ここに集められた、その一人一人の名前を記すこと長大であるその他すべての人々」<sup>38)</sup>や「はなはだしい〔人数の〕多さのためにその名を記すのも飽き飽きするその他すべての人々」<sup>39)</sup>も、コンシュルと一緒に集会において誓約を行っている、と。コンシュルやプリュドムはそれぞれの「共同体」*communitas*の代表として召集され、「自身と全員のために」*pro se et universitate* 誓約を行うのであるが、彼らに随行して集会の場に居合わせるその他大勢の名前も記されることのない一般住民の存在が史料から確認できるのである<sup>40)</sup>。セネシャルがたてた計画によれば、都市を対象とする集会においては都市の代表であるコンシュルやプリュドムから誓約を受け取ることができれば充分であった。セネシャルにとっての集会は、言わば主催者（＝王権）と参加者（＝都市代表）の二者で構成されるものであったわけである。しかしここに新たな要素として、見物人（＝数多くの住民）が参入してくる。公証人ピエールのコメントは、都市住民の集会への広範な参加が想定外の事態であったことを窺わせる。

それではここで、都市住民が代表のコンシュルとともに一緒に誓約を行っている具体的な場面を見てみよう<sup>41)</sup>。12月20日に都市トゥールーズのコンシュルが9月に続いて再び誓約を行う場でのことである。コンシュルは「伝令使の声によって、トゥールーズのコミュニンの館（市庁舎）に召集されて」、フローラン・ド・ヴァランヌ臨席のもとで、ギヨーム・ド・ヌーヴィルの「手の間で」国王への忠誠を誓う。その際「その数の多さのために名前を記すのも長たらしい」人々もコンシュルとともに誓約を行っている。このとき、コンシュルが「福音書に手を触れて」*ad sancta Dei Evangelia ... corporaliter tacta* 誓約を行っているのに対して、住民は「福音書に向けて手を掲げて」*elevatis manibus* 誓約している。場の中心で誓約を行うコンシュルを取り囲む形で、多くの住民とともに王権に対する誓約をなしていたことが窺える。代表者に

付き従って誓約の場に臨み、代表者とともに誓約を行う多くの都市住民の姿を、公証人のみならずセネシャルも驚きをもって眺めていたのではないだろうか。ただし残念ながら、王領編入に望む都市住民の認識がどのようなものであったかは史料からはわからない。集会への参加が単なる物見遊山であった可能性も否定はできない。しかしいずれにせよ、このような都市住民の集会への参加は、王権と都市との結びつきの形成には欠かせない要素であったのである<sup>42)</sup>。

「トゥールーズ伯領の差し押さえ」という政治的変動の局面は、王権にとっては在地勢力に服属を誓わせる機会であり、在地勢力にとっては留保事項を王権に認めさせる機会であった。集会は王権と在地勢力の双方が誓約を介して結びあう場であった。そして誓約という儀礼が行われる場において、主催者（＝王権）と参加者（＝都市代表）との結びつきを見物人（＝数多くの住民）が目撃することによって、トゥールーズ伯領のフランス王領への編入は保証されることになったのである

## おわりに

1271年12月17日、フローラン・ド・ヴァランヌとギヨーム・ド・ヌーヴィルが、ギヨーム・ド・コアルドンから任務を引き継ぎ、12月20日から24日までの5日間にわたって都市トゥールーズで大規模な集会を開催した。彼ら国王役人は5日間の集会のなかで、トゥールーズ地域の計414の個人・共同体から誓約を受け取っており<sup>43)</sup>、総計809名の貴族、コンシュル、公証人の名前がリストに記されている。この集会をもって三ヶ月にわたった「トゥールーズ伯領の差し押さえ」は幕を下ろすことになる。

本稿では、トゥールーズ伯領の王領編入という政治的変動の局面において誓約を通じた統治者と被治者との関係構築のありようについて見てきた。誓約の場において王権と在地諸勢力との間で「対話」がもたれた結果、誓約の文言に、王権による在地貴族に対する服従の要求と、在地勢力による「特権」保持の要求とがともに含まれることになり、双務的な契約という性格が

付与される。こうした誓約の場において形成される王権と在地勢力との結びつきは、その誓約を目撃する者たちの存在によって保証された。一方、13世紀において誓約という儀礼的行為は、「文字化＝文書への記録」とも密接に結びついた性質のものであった。誓約は文書に記されてこそ効力を発揮するものであったのである。誓約の文言に留保事項を盛り込むことを執拗に要求した都市トゥールーズのコンシュルの姿勢はこのことを雄弁に物語っている。人々は「誓約の式文」という文書にしたがって誓約という儀礼的行為を行う。そしてそうした彼らの行為が再び文書に記録されていく。本稿で分析した『トゥールーズ伯領の差し押さえ』という史料は、まさに文書と行為との複雑な絡まりあいのなかで統治者と被治者の関係を構築していくさまを示す記録として読むことができるのである。

ところで統治者と被治者との関係は、誓約の場に限らずその他にもさまざまな場面で結ばれることになる。王権と南フランス諸都市とを結びつける関係構築の〈回路〉としては、他に法や裁判などの要素が挙げられよう。中世における国家形成を、こうした〈諸関係の束〉という観点から捉えていくことを今後も分析課題としていきたい。

## 注

1. Y. Dossat(éd.), *Saisimentum Comitatus Tholosani*, Paris, 1966, no. 2. (以下, *Sais.*と表記。)この史料の性格について詳しくは第2章を参照のこと。なお、本稿で扱うこれら一連の誓約の場には、国王自身は臨席しておらず、誓約は国王代理が受け取っている。
2. J. Strayer, "Normandy and Languedoc," in: *Medieval Statecraft and the Perspectives of History*, Princeton University Press, 1971, pp. 44-59.
3. J. Strayer, *On the medieval origins of the modern state*, Princeton University Press, 1970. 近年の重要な動向については次を参照。N. Bulst, J.-Ph. Genet (éds.), *La ville, la bourgeoisie et la genèse de l'État moderne (XII-XVIIIe siècles)*, Paris, 1988. 本書は、1984年にフランスのCNRS(国立科学研究センター)が「近代国家の生成」という研究テーマに基づいて組織した、国際的なシンポジウムの成果を刊行したものである。本書のテーマである「都市・ブルジョワジーと国家」以外にも、「文化とイデオロギー」、「領域・法・政治システム」、「財政と徴税」、「教会と国家」、「プロソボグラフィと国家」、「国家と貴族制」といったテーマに沿ってプロジェクトが設定され、それぞれに成果が刊行されている。これについては、渡辺節夫「ヨーロッパ中世国家史研究の現状——フランスを中心として——」『歴史評論』559, 1996年, pp.62-72に的確な紹介がなされている。
4. J. Given, *State and Society in Medieval Europe: Gwynedd and Languedoc under Outside Rule*, 1990.
5. ただし GIVEN はモデルの抽出を重視するあまり、それぞれの地域社会の具体相については捨象してしまっている。その結果、彼の議論においては、王権による地域の編入の成功・不成功の度合いが主な問題となり、比較的穏やかにフランス王権への統合が進んだラングドックと、イングランド王権への反乱が生じたウェールズという図式的な理解が先行している。
6. A. Rigaudière, "Réglementation urbaine et 'législation d'État' dans les villes du Midi français aux XIIIe et XIVe siècles," dans: N. Bulst, J.-Ph. Genet (éds.), *op. cit.*, pp. 35-70. また都市が「国家」の官僚層の重要な供給源であったことも重要であるが、この点については、J. Strayer, *Les gens de justice du Languedoc sous Philippe le Bel*, Association Marc Bloch, 1970を参照。
7. 従来、中世における誓約は封建制度の枠内で捉えられる傾向が強かった。たとえば、F. L. ガンスホーフ(森岡敬一郎訳)『封建制度』慶應通信, 1968年。しかし近年、そうした見方に対して、誓約を封建制度とは切り離して、その時代ごとのコンテクストに位置づけて捉える必要性が指摘されている。たとえば P. Hyams, "Homage and Feudalism: a Judicious Separation," *Die Gegenwart des Feudalismus*,

- hrsg. von N. Fryde, P. Monnet, O.G. Oexle, Vandenhoeck & Ruprecht, 2002. 中世において、誓約という象徴行為は、その意味を時代とともに変えながらも人と人をつなぐ機能を担いつづけるのである。10世紀から12世紀の南フランスにおける誓約については次の文献が重要である。P. Ourliac, "La 'Convenientia'," dans: *Etudes d'histoire du droit médiéval*, Paris, 1979, pp. 243-252; E. Magnou-Nortier, "Fidélité et féodalité méridionales d'après les serments de fidélité (Xe-début XIIe siècle)," dans: *Les structures sociales de l'Aquitaine, du Languedoc et de l'Espagne au premier âge féodal*, 1969, pp.115-142; L. Macé, *Les comtes de Toulouse et leur entourage: XIIe-XIIIe siècles: rivalités, alliances et jeux de pouvoir*, Privat, 2000; H. Debax, *La féodalité languedocienne, XIe-XIIIe siècles: serments, hommages et fiefs dans le Languedoc des Trencavel*, Presses universitaires du Mirail, 2003.
8. 1271年のオリジナルの文書群は18世紀に紛失しているものの、いくつかのコピーや目録のおかげで、この記録簿の性格を調査することは可能である。また、この史料集は記録簿の復元を目的とするものであるが、もともとは2種類のオリジナルが存在していたことが確認されている。ひとつが王権によって保管される記録簿の証書、もうひとつが在地勢力の手に渡る文書である。Sais., introduction, pp. 1-3.
9. 証書の末尾には、集会の開かれた都市および場所、そして証人の情報が示され、それに続いて、公証人である書記が国王役人の命により証書を作成した旨が記されている。たとえば1271年9月20日に行われた都市トゥールーズでの誓約を記した証書は次のような文言で終わっている。Actum Tholose, in palatio communi Tholose, in presentia et testimonio...et mei Petri de Parisius, de Podio Nauterio, notarii publici domini regis Francorum, qui hec scripsi, dictante magistro Bartholomeo de Podio, domini regis Francorum clerico, iudice Carcassonne, regnante domino Philippo, illustrissimo rege Francorum, et signavi.

Sais, no. 2.

10. Sais., introduction, pp. 2-5.

11. 1229年のパリ条約によってトゥールーズ伯領のフランス王権への帰属は保証されていたが、実際にはこのとき新たに伯領の帰属問題が持ち上がっており、この地域の支配権をめぐるイングランド王権やアラゴン王権など諸勢力がフランス王権と対峙する事態が生じていた。ギヨーム・ド・コアルドンがフランス国王からの勅書の到着を待たずに行動を起こした背景には、こうした事情があると考えられる。Sais., introduction, pp. 11-21.

12. 「神の恩寵によりフランス国王であるフィリップがカルカッソンのセネシャルに挨拶を〔送る〕。余は汝に命ずる。高名かつ親愛なる余の叔父、ポワティエ伯にしてトゥールーズ伯のアルフォンスとその妻、女伯〔ジャンヌ〕が後継者なくして死去したことによって、汝のセネショセにおいて余に帰することを汝が知っており、また汝が信じているところのトゥールーズ伯領とアジュネの土地およびその他すべてのものが、遅延による損害なしに余の手へととらえるように、かつ余の側によって守られるように、かつ守らせるように汝が計らうべし。聖十字架称揚の祝日後の土曜日、コンピエーニュにて与えられる。」

Philippus, Dei gratia Francorum rex, senescallo Carcassone, salutem. Mandamus vobis, quatenus comitatum Tholose, terram Agenensem et omnem alias res quas ex eschaeta inclite recordationis carissimi patruī nostri Alfonsi, comitis Pictavie et Tholose, et comitisse, ejus uxoris, in vestra senescallia nobis obvenisse noveritis seu credideritis, sine more dispendio in manu nostra capiatis, ac ex parte nostra custodiat ac faciatis custodiri. Datum apud Compendium, die sabbati post festum Exaltationis sancte Crucis. Sais., Pièces Annexes, no. 123.

13. Sais., Pièces Annexes, no. 124.

14. Sais., no. 73.

15. 命令を受けたセネシャルが他の国王役人と編入の手続きを協議した記録は、『トゥールーズ

- 伯領の差し押さえ』のなかに差し挟まれている。  
*Sais.*, no. 5.
16. *Sais.*, no. 5, § 2. 伯領の掌握には、まず伯領支配の拠点であった都市トゥールーズの獲得が先決だと見なされていたことがここからも窺える。
17. *Sais.*, no. 5, § 3.
18. *Sais.*, no. 5, § 7.
19. *Sais.*, no. 5, § 4.
20. *Sais.*, no. 5, § 5. その他にも国王にとって損害が生じないように論じられた、以下のような同様の項目が続く。「収入・支出について役人から算出結果を受け取ること」(*Sais.*, no. 5, § 6.)。「国王の損害となるような事態について調査を行うこと」(*Sais.*, no. 5, § 8.)。「異端や罰則のために没収されたカストルム、村落、その他のものを国王の手に渡らせること」(*Sais.*, no. 5, § 9.)。「不正な賦課租の取立てを止めさせること」(*Sais.*, no. 5, § 10.) など。
21. ここで在地勢力という表現で指し示しているのは、地域での政治的意思決定にコミットできる勢力のことであり、当該地域においては主に在地の「バロン・騎士・貴族」*barones et milites et nobiles de comitatu Tholosano* ならびに都市の市政役人「コンシュル」*consules* がそれにあたる。
22. この身振りは、臣従礼の「オマーージュ」における「手の身振り」(手を合わせること *immixtio manuum*) に対応するものと考えられる。「手の身振り」とは、家臣となる者が両手を合わせ、それを主君となる者が自分の両手で包み込むという主従関係を構築する象徴行為である。臣従礼については、J. le Goff, "Le rituel symbolique," dans: *Pour un autre Moyen Age: Temps, travail et culture en Occident: 18 essais*, 1977, pp.349-420を参照。ル・ゴフは臣従礼の構成要素を、「オマーージュ」*hommage*・「誠実」*foi*・「封土の授与」*investiture du fief* の三つに区分している。個々の要素については、ガンスホーフ前掲書に詳しい。とくに pp.108-119および pp.192-195を参照。ただし、南フランスでは「オマーージュ」*hommagium* という言葉自体はほとんど用いられなかった。L. M. Paterson, *The World of the Troubadours: Medieval Occitan Society, c. 1100-c. 1300*, Cambridge, 1993, pp.10-19. 『トゥールーズ伯領の差し押さえ』のなかでも、クスラン司教ピエールによる誓約の場面 (*Sais.*, no. 9.) を除いてこの用語は確認できない。この例外は誓約者が教会関係者であることと関連があると考えられる。
23. ...semper pro legali posse suo predictum dominum regem et dominationem suam, et gentes, et bona et jura ipsius custodient, defendent et salvabunt, et ipsi domino regi et heredibus suis regibus Francorum semper fideles erunt contra omnes homines qui possunt vivere vel mori. *Sais.*, no. 1.
24. ...protestantes quod sibi et universitati urbis et burgi predictorum jus suum sit salvum in facto consulatus et cognitionum criminum, et pedagiis et leudis, et libertatibus et bonis et approbatis consuetudinibus suis. *Sais.*, no. 2.
25. *Sais.*, Pièces Annexes, no. 123bis.
26. このときバルテルミは併せてコルベイユ条約の要旨も読み上げている。この条約はフランス王とアラゴン王との間で領地の境界を画定するため1258年5月11日に結ばれたものである。この条約によって、アラゴン王はトゥールーズの土地に関するすべての権利を放棄している。つまり、この条約を読み上げることには、トゥールーズ伯領の人々をアラゴンから切り離し、フランスの側に結びつけようという目的があったと考えられる。南仏のアラゴンとの結びつきの強さを示す事例であり、興味深い。アラゴンとの結びつきに関しては、L. Macé, *op. cit.*, pp. 23-53.
27. ...civitatem Tholose, et totum comitatum Tholosanum, et terram Agennensem, et totam aliam terram que quondam fuit domini Ramundi, comitis Tholosani... *Sais.*, no. 6.
28. ...predictum dominum regem Francorum suum esse dominum immediate recognoscebant... *Sais.*, no. 6.
29. ...protestantes quod ipsis omnibus sit salvum jus suum in libertatibus et suis bonis

- consuetudinibus approbatis... *Sais.*, no. 6.
30. ...quod comitatum Tholosanum, barones et milites et populos, bene et fideliter, pro domino rege Francorum regant... *Sais.*, no. 6.
31. 全部で17のバイリーとトゥールーズ・ヴィゲリに区分されて名前が列挙されている。
32. ただし、先も見たように北フランスの異質な統治者に対する反発の意識は少なからずあったことは、たとえば貴族対象の集会においてコルベイユ条約を読み上げてアラゴンとの結びつきを断とうとしたセネシャルの行動からも読み取ることにはできる。
33. ...post decessum venerabilis domini Ramundi, comitis Tolose, filii domine regine Constancie, consules urbis Tolose et suburbii et alii probi homines urbis et suburbii mandaverunt et super sancta Dei Evangelia iuraverunt illustri domino Ramundo, Dei gratia comiti Tolose, duci Narbone, marchioni Provincie, filio domine regine Iohanne..., vitam et membra et honorem et fidelitatem et urbem et suburbium, salvis et retentis omnibus eorum iuribus et usibus et omnibus eorum bonis moribus et consuetudinibus et omnibus eorum libertatibus... R. Limouzin-Lamothe, *La commune de Toulouse et les sources de son histoire, 1120-1249: étude historique et critique; suivie de l'éducation du Cartulaire du consulat*, Toulouse, 1932, AA1, no. 80.
34. 1189年1月6日のレーモン5世との誓約には「...すべての法と慣習と免税が害されずに維持された上で...」という表現が見られる。...salvis et retentis omnibus eorum iuribus et consuetudinibus et afranquimentis... *Ibid.*, AA1, no. 8. また、1195年1月6日のレーモン6世との誓約では「...彼らのすべての法と慣習と用益権と免税が害されずに維持されるならば...」忠誠を誓う旨、記されている。...salvis et retentis omnibus eorum iuribus et consuetudinibus et usibus et afranquimentis... *Ibid.*, AA1, no. 10.
35. Ego talis, juro super sacrosancta Euvangelia et promitto per idem juramentum domino Alfonso, comiti Tholose et Pictavie, et vobis

talibus, nomine ipsius, me servaturum ipsi comiti vitam, membra, honorem, fidelitatem, urbem et suburbium Tholose, et quod ipsi comiti et suis ero bonus, legitimus et fidelis, et quod in me et in meis possit confidere et credere se et sua, et quod contra hec, vel eorum aliquid, nullo tempore veniam, vel aliquem venire faciam vel paciar ullo modo, salvo tamen et conservato dominio domini..(sic), regis Francie, et forma pacis, que olim Parisius facta fuit inter excellentissimum dominum Ludovicum, Dei gratia regem Francorum, et bone memorie R(aimundum), quondam regem et heredes suos, salva. — Et post istud juramentum sic prestitum, ...: Dico, protestor et intelligo quod propter hujusmodi juramentum nichil amittamus, ego, et alii cives et burgenses Tholose, de consuetudinibus et libertatibus nostris. *Layettes du Trésor des Chartes*, (éds.), Alexandre Teulet et al. tome. 3, no. 3830.

36. Y. Dossat, "Les deux serments de fidélité des consuls de Toulouse en septembre 1271", *Bulletin philologique et historique*, 1961, pp. 703-711.
37. H. Débax, *op. cit.*, pp. 99-225.
38. ...omnes alii qui ibi erant congregati, tanquam universitas, et singuli quorum nomina scribere longum esset,...*Sais.*, no. 10.
39. ...omnes alii, quorum nomina scribi propter nimiam multitudinem fuisset tediosum,... *Sais.*, no. 74.
40. 上に挙げたものの他には, *Sais.*, nos. 33, 34, 70, 72, 80, 83, 85, 99, 101, 116.
41. *Sais.*, no. 80.
42. 中世ヨーロッパにおける都市住民の共同行為については、次の文献を参照。S. Reynolds, *Kingdoms and communities in Western Europe, 900-1300*, 2nd ed., Oxford, 1997. なお、この地域における代表制と共同行為に関する問題については、法的行為がどのような形で文書に書き記されるのかという観点から別稿にて論じる予定である。

43. 召集された人々はバイリーごとに区分され、  
フローラン・ド・ヴァランヌ臨席のもとでギョー  
ム・ド・ヌーヴィルの「手の間で」国王への忠  
誠誓約をなし、法を守ることを誓い、異端に対  
して戦うことを約束している。 *Sais.*, nos.

80-82.

(2004年5月12日 論文受理, 2004年7月2日  
採録決定 『都市文化研究』編集委員会)

## Oaths at Assemblies in Languedoc in the Middle Ages

Nobutada ZUSHI

In 1271, the county of Toulouse was incorporated into the French royal domain. In this paper, I try to consider the relationships built between the French monarchy and the regional powers. By examining the record of *Saisimentum Comitatus Tholosani* in detail and focusing on the important role played by the documents in medieval southern France, I would like to show how the oaths to King Philip III were sworn by the locals.

On the occasion of the incorporation, the king's official ordered that all the regional powers should be obedient to the king and his officials, and that they should swear fealty to those officials acting for the king, as required. In regard to this request, the regional powers desired to retain their privileges, and wanted to put their reservation in writing. The officials accepted those terms and inserted the words prescribing it into the documents. According to this format, the locals swore fealty to the king's official. In the context of the deed and the word, the oaths formed a new relationship between the sovereign and his subjects.

Keywords : oaths, assemblies, statutes, documents, state-building